

37

我國現下の經濟政策概要

秘

情報局	昭和十七年四月二十日	情調乙第一號
-----	------------	--------

機密圖書(密行)	333
圖書番	137
内閣	



本資料は企畫院提出の資料により作成せるものにして、内容には祕に屬す
べき個所あるも極力活用して啓發宣傳に資せられたし。

二、蛋白質及脂肪給源對策	三
三、非常用食糧貯藏對策	三
四、東亞共榮圈と我國の食糧政策	三
第四、財政金融方策	四
一、豫算	四
二、増税と公債	四
三、國民貯蓄の増強	四
四、資金統制	四
五、金融機構の整備	四
第五、輸送力増強對策	四
一、海上輸送	四
二、鐵道	六

三、自動車及小運送	三
四、戰時輸送強化期間の設定	三
第六、勞務動員對策	五
第七、經濟政策と人口政策	七



家たる帝國の國防經濟體制を確立するを急務とするのである。

而して大東亞の經濟建設は前記の方針を共榮圈に擴充敷衍し、帝國の指導に基き圈内の物的資源を綜合的に開發し、以て東亞自給經濟の確立及東亞防衛の完璧を期すると共に圈内諸民族の生活の維持安定を圖るを目標として進められることとなるのである。

國防生産力の擴充は戰時經濟政策の最高指標として凡ての施策をこれが實現に向つて運用せねばならないのであるが、特に生産の三要素たる人間、物資及資金の三者につき、これが綜合的動員を行ふを肝要とする。

而して右の三要素は戰爭の擴大、長期化に伴ひ必然的にその需要が増大し反面供給が不足するのであるから、その動員に當つては國家として一定の數字的計畫を定め、これを諸施策の基礎とすることを必要とする。政府が支那事變以來勞務動員計畫、物資動員計畫及資金動員計畫を設定し、又これが實施を確保

する法的手段として國家總動員法を施行してゐるのは右の趣旨に存するものである。

而もこれ等の計畫乃至これに基く具體的施策は何れも彼此密接の關聯を有し、その一を缺くも全體の生産擴充は實現困難となるのであるから、絶えずこれを綜合統一的に企畫することを要する。尙前記三計畫は主として數字的需給計畫であるが、これを現實に動員活用するためには、右の計畫特に物動計畫と即應した輸送計畫の樹立運用が特に緊要であるし、生産、配給及消費の時間的按配については一ケ年の計畫概案を四半期宛に分けて實行計畫を定め情勢の推移に應ずる弾力性を賦與してゐるのである。

政府が現在具體的經濟政策としてとりつゝある後記の生産擴充を中心とする産業再編成、低物價の維持、資金の統制、貯蓄の奨励、食糧の供給確保、輸送力の増強、勞務の充足等の諸重要政策は何れも前記諸計畫の實施に外ならない

のである。

次に生産擴充を目標として進められた事變以來の經濟政策に依り我經濟國力は如何なる伸展を示し得たかを概觀するに、これを生産額より見るに昭和十二年(支那事變第二年)に比すると昭和十六年は銑鐵、石炭、アルミニウム、工作機械等生産は頗る激増し國防生産力は極めて顯著なる増進を示してゐる。又その反面において綿絲の如く所謂平和産業においては生産の抑制減退を來したことは戦時經濟として已むを得ざる所であり、こゝに我國産業構成の大いなる變化を看取し得るのである。

勞務動員量においても右の推移は顯著であつて、十二年に對し十六年は鐵工業、アルミニウム工業、石炭鑛業、造船業等と勞務者數を何れも増加し、紡績工業、製絲工業は何れも著減を示してゐる。又全體の動員量より見れば勞務動員計畫第一年度たる昭和十四年度百四萬餘人に比し十六年度は二倍以上に

増強せられてゐる。

右に依つて我國は實證的にも事變後における我國力の強化を知り得るのであつて、これに依り將來の戦争遂行力に對し力強きを覺ゆると同時に將來世界經濟に自主的地位を占むるため更に飛躍的なる生産力の擴充に努力すべきを痛感するのである。

最後に帝國を中核とする大東亞の經濟建設について一言するに、その基本方針は冒頭において述べた如くであり、その具體的施策は今後逐次研究を重ね決定せられるのであるが、大東亞の資源の開發、大東亞國土計畫に基く産業の配分、食糧及衣料の確保方策、圈内交易政策、共榮圈通貨金融政策、大東亞交通圈の確立等の諸問題は其主要なる事項をなすであらう。

唯こゝに注意すべきは共榮圈經濟建設といふも先づ我國經濟力の強化を中心とすべきであつて、南方作戦の赫々たる戦果に依る南方資源に眼を奪はれ、國

客年九月國家總動員法に基き金屬類回收令を施行し從來の廢品回收に數歩を進めて官廳、公共團體及民間に亘る廣範圍の現用物資の特別回收を實施し、又物資統制令を公布施行し物資の生産、配給及消費に亘り強度の統制を加へ得る如き法的措置を講じ、更に今次議會の協賛を経て重要物資管理營團法を制定し營團をして各種重要資材の貯藏及配給管理を政府の指示の下に實行せしむることとしたのも右の趣旨に出づるのである。

重要産業の生産力の擴充することは戦時經濟政策の最大の要請である。我國においては滿洲における産業開發五ヶ年計畫及北支における資源開發四ヶ年計畫と呼應して昭和十三年以來生産力擴充四ヶ年計畫を樹立し、鐵鋼他十六品目を計畫産業とし、各、所定の擴充目標を定め資材、勞力及資金を重點的に之に優先配當しその實現に努め來つたのである。

右四ヶ年計畫の最終年度たる昭和十六年度においては國際情勢の急變に應

じ資材その他の經濟條件を考慮し右品目中鐵、石炭、船舶、電力等の擴充に特に重點を置くこととし、従つて計畫に對する成績率は産業に依り差異あるを免かれざるも、全般的に我國重工業の發展は事變前に比し急速に擴充せられた。昭和十七年度よりは更に第二次期間計畫に進むこととし目下これが調査立案中である。

物資動員計畫にせよ、生産力擴充計畫にせよ、十七年度からは南方資源が計畫に織り込まれることは當然であるが、一方國防力の充實に要する需要が大であるので民需物資の緩和の如き當分は豫想できない實情にある。従つてこれが獲得に過大の期待を掛け、延いて統制の緩和を期待する樂觀的風潮が世間の一部に行はれてゐるが、斯くの如き考は、南方資源の開發には現下資材、資金、勞力等に大なる制約があり、殊に船舶輸送力が極めて逼迫してゐる事情から考へて藉すに相當の年月を必要とし、更に根本的には大東亞戰爭を長

期に亘り完遂し大東亞防衛體制を確立するためには、我國防生産力を飛躍的に強化擴充せねばならぬ國家的使命の認識に足らざるものと評し得やう。

尙近時南方資源との關係において人造石油工業、人造ゴム工業、國內鑛物資源の開発等既定の積極的助成方針に變更を加へられるに非ずやと思考する向もあるが、これも我國が世界經濟における自主的地位を確保するに足る飛躍的な産業の發展を期する上において重要物資の需要が極めて巨額の量に上るべきを想察せざるものであつて、政府においては既定方針に依りこれ等工業の助成を繼續して行くことに變りはないのである。

二、電力政策

電力は支那事變後生産力擴充の進展に伴ひ、その需要激増し今日においては基礎的資源としてその供給を確保すること極めて肝要となつてゐる。

仍て政府は電力事業を生産力擴充産業の一として極力その擴充強化に努む

るの他、曩に電力國家管理を斷行し、多年個々分立の状態にあつた我國電氣事業を再編成して、電力設備の新増設は勿論、これが經營の實質についても國家意思に基く一元的運営下に置き、以て電力供給力の積極且合理的なる擴充に全力を傾注し來つたのである。

然るに時局の進展は勞力、資材就中火力發電用石炭の逼迫を餘儀なからしめ、延いて電力供給力の維持擴充を困難にしたので昭和十四年十月國家總動員法に依り電力調整令を制定實施して電力動員計畫に基く電力の配給統制及消費規正を行ふこととし不急不要用途の電力は極力之を抑制して、餘力を國防上緊急と認むる方面に振り向くることに努め來つたのである。然るに一方支那事變は漸次長期化し、更に我國は今次事變を通じて東亞共榮圈の確立に邁進することとなり、これがため國家の總力を擧げて國是の實現に邁進すべく要請せられるに至つたのである。仍て電氣事業の現狀に對し具に再検討を

試みたる結果、高度國防國家建設の要請に備へて電力の供給を確保せんがためには電力國家管理の趣旨を一層徹底せしむるの要ありとせられ、前回除外せられたる既存の水力發電設備その他の主要電力設備をも改めて日本發送電株式會社に歸屬せしめ、以て發送電部門における一元的運營の理想を實現して水力資源の徹底的合理的開發利用を可能ならしむる一方、配電部門に對しても全國を數地區に分ち、各地區の既存各個の配電事業を統合して新に特殊會社を設立し、これをして公益優先の原理に立つ業務を行はしめ、彼此相俟つて電氣事業の全體をして國家的な綜合計畫の下に有機的一體としてその總力を發揮せしむることとしたのである。斯くて本年四月一日を期し、電力の新體制は官民協力一致の下に極めて圓滿裡に實現せられ、重要基礎産業たる電氣事業につき不動の態勢が確立せられた次第である。

三、産業再編成計畫

我國を中心とし大東亞の經濟建設を完成するためには國防産業及基礎的重要産業に重點を置き我國産業の劃期的發展を圖らねばならぬ。而してこれがためには産業總力の發揮を目的として綜合的計畫經濟を遂行せねばならぬのである。右の見地から産業再編成對策として左の施設が爲されてゐる。

(イ) 統制會の設立

統制會は戰時産業體制を確立するため、我國産業組織に劃期的な刷新を加へる目的の下に國家總動員法附屬勅令たる重要産業團體令に基いて設立せられる。而してその使命は當該産業における生産、配給に關する統制指導と當該産業に關する政府の諸計畫の立案に參畫するのであつて、その事業は政府と表裏一體となり國家目的達成を主眼として運營せられる。今日まで鐵鋼、石炭、造船、鑛山、機械、金屬等十二種の重要産業についてそ

一四
の設立を見、今後もゴム、油脂、繊維、化學工業等について設立を見る豫定である。

統制會は當該産業における資材、勞力、生産等の統制の實行的部分は可及的にその自主的運営に委ねられ、政府は大綱的見地からこれを指導監督する建前であるので、政府は今議會の協賛を経て「統制會ニ對スル行政權委讓ニ關スル法律」を制定し、前記運営方針の法的根據を明らかにしたのである。

所謂自治統制或は官僚統制が戦時統制經濟の運行に夫々不完全であつたことに鑑み新しい官民協力の見地から組織せられた産業組織體たる統制會の健全なる發達は我國重要産業の確立強化、延いては大東亞の經濟建設に至大の關係があるのであるから、これが健全なる育成に官民一致の大なる努力が拂はねなければならぬ。

(ロ) 産業設備營團の設立

戦時においては軍需産業、生産擴充産業はその生産力を急速且大規模に擴充せねばならぬ。又最近における資材の不足等から重要産業においては所謂未動遊休設備(現在約二十五億萬圓に上ると見積られてゐる。)が多い。右の新擴充と未動遊休設備の動員利用は國家的に極めて緊要であるが、金融その他の經濟事情から考へこれを民間の獨力を以て行はしめることは困難であるので、去る第七十七議會の協賛を経て産業設備營團法を制定施行し、これに基き全額政府出資の産業設備營團を設立した。本營團は國家の強力なる資金的援助と指導との下に政府の定むる産業再編成計畫に則し自ら重要産業設備を建設し、これを民間企業に貸與、出資をなし、又一方未動遊休設備の移轉轉用、整理、或は維持保存の事業を行ひこれに依つて國民經濟全體の生産性の向上に貢獻することをその使命とするのである。

(ハ) 企業許可令の施行

一六

戦時統制経済の運行を円滑にし、工業にありてはその生産性の向上を期し、商業にありては物資配給の円滑を得るためには各種企業特に中小工業の部門において、國の一定の方針に基きその整備を行はねばならない。右の見地から後に中小商工業對策の項において述ぶる如く、各種企業の整理統合を促進してゐるのであるが、これと同時に側面から新規事業の簇出を防止することが必要であるので、政府は客年末國家總動員法に基き企業許可令を施行した。本令は商工業等四四三に上る指定業種の事業開始、設備の新增設等を行政官廳の許可に係らしめ、新規許可は例外として例へば軍人遺家族等にして特別の事情ある場合、轉廢業者の原業復歸の場合等に限定し一般的には不許可方針を以て運用せられ企業整備促進の立法趣旨を實現することになつてゐる。

尙右は新規事業の簇出を抑制する消極面の方策であるが、既存事業にして當該産業の整備計畫の實行に必要な場合は積極的に既存の事業或は設備の讓渡、合併、出資等を命じ或はこれ等の任意的な異動を抑へる必要も生ずるので、政府は國家總動員法に基き「企業整備令」を制定すべく準備中である。

四、中小商工業對策

中小商工業については支那事變以來各種統制経済の實施に應じてその組織化、企業合同に依る企業單位の適正化、經營の合理化を促進すると共に、一方これに依り休業に瀕した部面に對しては各般の轉失業對策を講じて來たのであるが、大東亞戦争の勃發を見た今日の事態においては戦争完遂のため重要物資を最高度に活用し、重點的に國防産業の生産力を擴充せねばならぬと同時に、緊要産業における勞働力の充足はこれ又緊急事項に屬するので、

我國現下の經濟政策概要

一七

去る三月十日の閣議において「中小商工業者の整理統合並に職業轉換に關する件」を決定し、從來の過渡的、救濟的性格を一擲して重要産業再編成と綜合した見地において積極的意義における中小商工業の整理再編成を行ふこととしたのである。即ち

(イ) 中小工業に於ては資材、勞力の有效利用、生産性の昂揚を目的とし物動計畫、勞務動員計畫の數字的決定に即應してその整理統合が行はれるのであるが、その實施に當つては政府の決定する整備要綱に基き當業者團體が自主的にこれを行ふことを原則としてゐる。

然し右の原則に依つて整備の實施が困難な場合は中央各省及地方廳の積極的な指導に依り、これを極力促進することが必要であるし、又緊急を要する場合は前記の企業整備令の發動に依る整理統合の方法も準備せられつつある。今日織物、機械鐵鋼製品、ゴム、硝子、石鹼等の諸工業について

一定の方針に基き整備統合が進められてゐる。

商業部門においては卸、小賣を通じ重要物資の配給を適正圓滑ならしむるため配給機構を整備することを目的とし、會社又は組合を設けてその組織化乃至統合を圖りつゝあるが、特に小賣部面においては商業組合制度に依る組織體を設け、更に個々の小賣業者については統制經濟の運行に堪える優秀なる適正數の企業を消費事情に應じ合理的に配置すること、及これに代つて得られる餘剩勞力を戦時勞務動員へ振向けることの二點に基き現在過多と認められる小賣業を整理統合して行くことをその方針としてゐるのである。

右の整理統合の結果轉廢業を要する者の對策としては、企業主及其の雇用たる人については國民勤勞訓練所及國民職業指導所の機能發揮を必要とし、企業主の物的生産設備等については國民更生金庫の活動が最も肝要

である。國民更生金庫は國民更生金庫法に基き資本金二千萬圓（別に拂込資本金の十倍迄更生債券の發行を認められてゐる）を以て設立せられ、轉廢業者の生産設備、原料、生産品等を營業權を加味した適正價格を以て評價し、その管理處分の委託を受けることを使命とするのであるが、政府は今次議會において法律改正を行ひ前記資本金を五千萬圓、債券發行限度を十五倍に引上げ、その他本金庫の活動を活潑ならしめ、手續を簡易ならしめることについて具體的準備を進めてゐる。又政府は轉廢業對策を圓滑ならしめるため別に商、工業組合等同業者團體をして共助の精神に基き轉廢業者に對し共助金を交付せしむることとし、この場合に共助資金の利子を國庫において補給することとし、又組合等の共助費に對し國庫補助（昭和十七年度豫算約二千八百萬圓）を行ふこととなつてゐる。

中小商工業の整理統合、轉廢業對策は企業主の從來の企業に對する執着、

前途に對する不安等の主觀的な事情や、負債、年齢、體質等の客觀的事情から今日その實施が圓滑に行はれてゐない實情であるが、本問題の本質は我國産業の再編成に關聯するものであり、從來平戰時を通じて種々の形においてあらはれた我國中小企業問題をこの際根本的に解決せんとするものであることを達觀し、官民協力してこれが解決に今後大いに努力せねばならない。

五、物價對策

生産力の擴充を推進し、國民生活の安定を圖る上において物價政策が戰時經濟政策の一として極めて重要な言を俟たない。而して物價對策の根本方針は右の目的を達成する爲最高價格公定制度に依る低物價政策の堅持を第一義とする。

即ち低物價政策の勵行のためには基礎的な生産資材や主要生活必需品の價

格は嚴にこれを現在の水準に止め、更に進んで生産及配給の合理化に依り、生産費及配給費を低下して、現在水準の引下に努めることと、一方において國民の消費生活を切り詰め、浮動購買力の吸収を圖り側面から低物價政策を促進することが肝要である。

斯くの如く物價政策は價格形成の部面以外に物の生産、配給、消費、通貨政策等廣く戰時經濟政策の各分野を綜合した見地において考究せられねばならぬのである。

低物價と生産の増強との調整を如何にすべきやは低物價政策の最も大なる問題であるが、これに就いては物價對策審議會の答申を參酌し、生産の増強を緊要とする重要物資であつて、その産業の合理化を行つても所謂採算割れとなること明である場合は（イ）その物資の値上りが一般物價に悪影響なきものについては適當なる價格の引上是正を認め（ロ）値上りが一般物價に悪影響

を來すものについては補助金の交付等に依り當該事業の採算を可能ならしめ價格の引上は極力これを抑制することとして居る。後者の適例は石炭、銑鐵、米等に對する國庫補助金にこれを見るのである。

右の外現下の物價政策としては公定價格の設定に伴ふ品質の低下を防止するため公定價格の規格を嚴密にし、品質の査定及規格検査を勵行し、又公定價格の製品相互間、原料と製品間、地方相互間夫々に存する不均衡を是正すること等を重要方針として施策が講ぜられてゐる。

尙低物價政策としては物品販賣價格のみならず物の運送賃、保管料、損害保険料、賃貸料、加工賃、修繕料等についても停止價格又は協定價格が行はれてゐる外家賃、地代についても夫々の法令に依り抑制が加へられてゐる。

終りに低物價政策は價格の公定が適正に行はると同時にその勵行が販賣業者及消費者間に遵守せられねばならぬ。我國の物價政策は今日まで大體に

において所期の成績を収め悪性インフレの混亂を惹起せずして経過し來つたのであるが、一部に未だ關取引買溜等の不祥事の根絶しないのは洵に遺憾とする所であり、新商道の確立と消費者の自肅自戒とが更に要請せられるのである。

六、貿易政策

我國の貿易政策は從來我國の産業經濟の英米等第三國依存性が大であつたがために外貨獲得を目標とし、従つて輸出振興に重點が置かれてゐたのであるが、今や大東亞戰爭の勃發に因りその性格を全く一變するに至つたのである。即ち昨年七月末米、英及蘭印は我國に對し資金凍結の舉に出で引續き十二月八日の開戦に依り我國は多年に亘る英米依存關係を脱却し、大東亞共榮圏内の自給自足經濟體制の確立に邁進することとなり、従つて貿易政策も共榮圏經濟建設方策の一環として圏内における物資の交易を高度の計畫性の下

に強力に遂行することに基本方針が置かれることとなつたのである。即ち滿洲及支那の所謂圓ブロックとは數年前から夫々の物動計畫及交易計畫に基き計畫交易が行はれ來つたのであるが、更に佛印及泰との間にも通商協定に基き計畫的物資交易が行はれてゐる。

南方占領諸地域との間の交易については現在作戦遂行中であるので暫定的に政府の手に依り政府資金を以て現地物資の買入を行ひ、これを内地に輸入し逆に國內物資は同様の方法に依りこれを現地に輸出する國營とも言ふべき方式を採用したのであるが、將來においては、鑛工産品、農産品に亘り、而も共榮圏各國各地方を綜合した物資交易を一元的統制の下に運営する必要があるので、この點については貿易業の統制會たる日本貿易會その他の貿易統制機關の有機的一體的作業を緯とし政府の交易計畫を經とした我國を中核とする大東亞綜合交易計畫が樹立實施せられることになるのである。

更に將來は共榮圈と獨伊を中心とする歐洲廣域經濟圈との提携に依る世界交易計畫へ進展するであらう。

第三、食糧確保對策

食糧の供給確保が戰爭遂行に不可缺であり、國民生活の安定乃至民族永遠の繁榮の基礎的要件をなすものであることは、こゝにいふを俟たぬ所であるが、このことは戰爭が長期化し、その規模が擴大するに伴ひ益々明瞭となる。

由來我國は食糧自給に努め支那事變後數年を経過するも、猶食糧の安定を保持し得たのであるが、戰爭の長期化に伴ひ農村における勞力及資材の漸減は生産減を來す一方、需要は漸増するの傾向を示し、こゝに漸次需給の不均衡を生ずるに至り、偶、昭和十四年の西日本及朝鮮の大旱魃に因る米收の著減が楔機となり我國の米穀事情は漸く窮屈化するに至つた。

右に伴ひ政府の食糧政策は特に十五米穀年度以降次第に戰時對策として考究せられ施策は漸次統制の度を強化し來つた。

特に本十七米穀年度に對處する食糧政策は一層その統制を強化すると共にそ

の範囲も米、麥等主要食糧の他、水産、畜産その他の副食糧に擴充し全面的に統制を高度化することとし、これを緊急食糧對策として昭和十六年九月二十六日閣議において決定し、その實施に努力してゐるのである。

一、米、麥等主要食糧需給對策

食糧對策は他の物資と同様に第一に増産等に依り供給力を増大すること、第二に集荷配給を圓滑適正ならしめること、第三に消費の規正を圖ることの三の措置を必要とする。

(一) 増産對策

米、麥等の主要食糧については十六年においては米七千四百四十餘萬石、麥類二千八百七十餘萬石を生産目標としてこれが生産割當をなし、農地の開發改良、水利の調整、技術指導の充實等を始め、肥料その他生産資材の優先的確保並に勞力需給の調整等各般の施設を行ひ、これが増産に努めた

のであるが、右一般的増産以外に十六年春以來麥類については休閑地利用等に依り十三萬六千餘町歩、桑園等の整理、不急作物の作付轉換に依り十萬四千餘町歩の作付面積を増加し六百萬石程度の増産をなすこととし、尙馬鈴薯等についても不急作物の整理轉換に依り増産を圖ることとした。

食糧の増産については物心兩面に亘る各般の施策を必要とするが、就中肥料其他の生産資材と農村勞力の對策については格段の用意が必要である。輸入の減少乃至杜絶、船腹不足等に因り本年の肥料事情は相當窮屈であるが、これに對しては肥料製造能率の増進、自給肥料の増産等に依つて供給の増大を圖りつゝある。

更に農村勞力は兵力、軍馬の供給源たるのみならず工業勞働力の最大の給源たる使命を果しつゝあるが、同時に今日においては農村勞力の最低限の確保は農業生産確保上忽緒にふし得ない問題である。仍ちこれが對策と

しては既に共同作業に依る農耕の能率化を圖ると共に勞力の集團移動、勤勞奉仕、青少年學徒等の動員等の措置が講ぜられ、昨年秋以來は系統農會をして勞力、農耕具、役畜等の生産手段の綜合的調整に當らしめて來たのであるが、更に本年一月より國家總動員法に基く農業生産統制令を施行し前記勞力對策を更に計畫化、高度化することとしたのである。これと同時に農業技術指導の徹底と農業報國精神の昂揚が肝要であるので、既に食糧増産技術本部を設置し技術指導網の徹底を圖ると共に部落農業團體や篤農家を動員し農業報國推進隊を組織活動せしめてゐる。増産對策の一として米價對策について一言すれば、政府は昭和十四年十一月に米の最高價格を石當四十三圓と公定して以來、低物價維持の建前からこれを維持し來つたのであるが、肥料その他、生産資材の價格と米價、更に米價と他の農産物價格との間に次第に不均衡を來したので、昨年八月これを二重米價制度に

改訂することとし、石當五圓の生産獎勵金の交付、政府買入價格の一圓引上、銘柄等級、格差の整理を行ふ一方、消費者價格はこれを据置くことに決定し、十六年産米より之を實施することとしたのである。この米價の改訂は低物價政策に即應しつゝ、米穀の生産の確保と供出の促進とに大いに裨益するものと考へられる。

(二) 輸移入對策

日本内地の米穀需給は外地米の供給を俟つて圓滑に運営せられるものであるが、外地の生産の不況及消費の漸増傾向に因つて最近においてはその移入は漸減の傾向にある。従つて外地においても増産に努むると共に内地と同様消費規正を強化し、外地における米穀管理の強化を圖り外地米の可及的移入に努めつゝある。これに加へて猶外國米の輸入を促進するの要があるため、政府は目下佛印及泰米買付確保について施策を進めつゝある。

我國現下の經濟政策概要

(三) 集荷配給対策

米、麥の集荷、配給については今日完璧に近い高度の統制が實施せられてゐる。殊に米については米穀法、米穀統制法に依り既に久しい統制の歴史を経て來たが、昨年度以來米穀國家管理制度が實施せられ、米の集荷、配給は名實共に中央集權的な一元的統制の體制を整備した。即ち農家の自家保有米を除く米穀は總て國家の管理下に屬し、政府は管理米中より最大限度の米を買上げ、これを必要方面に系統的に配給するのであるが、十七米穀年度においては更にこれを徹底することとし、農家自家保有米を除く米は凡て政府において一元的に買上げ、これを計畫的に配給することになつたのである。更に麥類についても全販賣麥は米と同じく凡て政府において買上げ計畫配給を爲すのみならず、小麥粉、甘藷、馬鈴薯についても一元的集荷と計畫配給が行はれてゐる。

(四) 消費規正対策

十五米穀年度以來七分搗の強制、酒造米の制限、混食代用食の獎勵等を行ひ需要の抑制に努むると共に、六大都市においては既に昨年四月より米の通帳に依る割當制が實施せられて居り、その他の府縣においても規正消費高の基準の下に計畫配給をなして來たのであるが、十七米穀年度においては更に酒造用米の制限を強化し、小麥粉中に甘藷澱粉等を混入使用する等の方途を講ずるの外、米穀の消費規正を更に適正合理化し極力消費の規正に努むることとしてゐる。

(五) 食糧管理法の制定

以上の如く米麥等主要食糧の需給調整について萬般の施設を講じてゐるが、更に (イ) 米麥の國家管理を從來の應急措置から平戰時を通ずる恒久的制度となす必要を認め、(ロ) 主要食糧の総合的配給機構を整備し、

我國現下の經濟政策概要

(ハ)非常時用食糧の一元貯蔵を実施する目的を以て、今次議會の協賛を経て食糧管理法を制定したのである。即ち本法は「國民食糧ノ確保及國民經濟ノ安定ヲ圖ル爲食糧ヲ管理シ其ノ需給及價格ノ調整並ニ配給ノ統制ヲ行フコト」を立法目的とし、その内容は米麥の如き主要食糧は農民が安んじて生産に従事し得るやう生産せられた米麥は自家用米を除き他は必ず政府において生産費等を斟酌した價格を以て買上げる體制を恒久的制度として明らかにし、中央地方に食糧營團を設立し、これをして従來の商業組合、産業組合等に依る配給機構に代へて一元配給の任に當らしむることを規定してゐる。即ち中央食糧營團は政府の定むる食糧配給計畫に基き政府より買入れたる主要食糧を地方食糧營團に配給すること、非常時用食糧の一元貯蔵をなすことを主たる目的とし、地方食糧營團は地方長官の定むる食糧配給計畫に基き地方的配給に當り地方的食糧貯蔵に必要な事業を行ふ

ことを目的として設立せられるのである。尙中央營團は米麥と併せその他の食糧の総合的な統制配給をなす機能を有してゐることを注意すべきである。最後に空襲等の緊急事態に備へるため政府は豫て防空重要都市につき食糧の地方分散貯蔵を実施しつゝあるが、その貯蔵機關は物資毎に區々て統一がなかつたので食糧營團をして、これを一元的に貯蔵せしむることとしてゐる。

二、蛋白質及脂肪給源對策

(一) 水産對策

漁獲については石油の消費規正、漁船の徵用勞力不足等のため、その供給は著しく減退するの已むなき情勢にあるが、水産食品の重要性に鑑みこれが供給確保については石油の重點的配給、代用燃料の利用、動力漁船の機帆船化に依る計畫的増産を圖りつゝある。而して水産物増産の基本的施

策としては、中小漁業者に依る沿岸漁業については漁業組合制度を中心とし、漁業團體の整備強化を圖る方針であるが、他面大資本經營に依る海洋漁業に對しては昨年十二月末國家總動員審議會の議を経たる「水産業の統制に關する勅令案要綱」に基き海洋漁業會社等をして中央統制機關を設立し、これをして政府の施策に協力し海洋漁業に關する綜合的合理的計畫を樹立せしむると共に船舶その他の設備、資材、資金等の統制的運用を掌らしめ以て重點主義に依る計畫生産の徹底を期すると共に海洋漁業に伴ふ水産物販賣業製氷冷蔵業の統制的運営をなさしむることとし、目下これが施行の準備を進めつゝある。

次に水産物の配給については昨年四月以降鮮魚介配給統制規則に依り荷受及配給を統制すると共に、十月以降五大都市においては中央卸賣市場の機構を改革し卸賣業務と仲買業務を統合したのである。

(二) その他味噌、醤油については滿洲大豆の輸入を確保し、これが重點的配給をなすと共に、最低限度の配給を確保するため配給統制の機構を整備し切符配給制を実施しつゝある。

獸禽肉、鶏卵、牛乳、乳製品等の畜産食品は飼料の逼迫に伴ひ、その供給が次第に減少しつゝあるが、これが對策として努めて飼料の供給を確保すると共に牛乳及乳製品の配給統制を行ひ、畜肉及鶏卵についても集荷配給機構の整備をなし、その配給の圓滑化に努めつゝある。

砂糖については既に數量割當制を實施し消費規正を行ひ來つたが、本年の臺灣産糖は前年に比し増産を見たるにも不拘、船腹不足のため内地における供給は依然窮屈であるので、消費規正を續行すると共に所要船腹の確保に努めつゝある。

食用油菜については大豆の他滿、支よりの菜種其の他の輸入を促進する

と共に割當配給を實施中である。

三、非常用食糧貯藏對策(防空對策)

戰時においては、空襲等非常緊急時において重要都市に對する食糧の供給を確保する事は極めて緊要である。仍て政府は防空重要都市二十一ヶ市に對して米穀を始め罐詰、鹽干魚、味噌、醬油等の重要食糧を相當量分散貯藏することに決し、既に相當程度これが實現を見てゐるのであるが、更にこれを前記食糧營團をして一元的に貯藏せしめる豫定である。尙これが配給に當る要員については各府縣に食糧國防團を組織し、これに訓練を加へ有事に備へてゐる。

四、東亞共榮圈と我國の食糧政策

以上既に實施し、又は實施せんとする食糧政策の大綱を概説したのであるが、今次の大東亞戰爭の戰果に依り南方諸地域が我占領下に置かるゝに至つ

てその豊富なる農産資源に眩惑せられ、今後我國の食糧事情は好轉し今日の統制が緩和せらるゝのみならず、困難を冒してまで食糧自給を強行する必要を認めずといふが如き空氣が一部にあるやうであるが、共榮圈全體として見れば食糧輸入國も多いのであつて、豊富潤澤視せられる南方の食糧資源も共榮圈全般の需給を考へると決して餘裕ありとはいひ得ないのみならず、假に今後共榮圈全般の需要を充すに至るとするも、指導國家たる我國が主要食糧を海上輸送路の長き遠地に依存するは國防上極めて危険なるのみならず、又財政上も大なる國家的負擔であることを思ふとき、斯くの如き安易なる樂觀論は到底許され得ないことといはねばならない。加之食糧の生産、特に主食糧たる米、麥等食糧農産物の國內自給策は反面から見れば農村對策であつて、我國農村が精神力と體力において優秀な強兵と國防産業上緊要な勞働力、更に廣く考へれば堅實なる大和民族の源泉をなしてゐる點に留意すれば、滿洲

開拓農民と共に堅實なる日本農民の一定數を國內に保持育成することは絶対に必要とする所である。

この儼然たる要請に顧みるとき堅實なる農民人口の維持培養、即ち國民主食糧の自給自足體制の確立は將來に亘る不動の我國の方針である。

第四、財政金融方策

一、豫算

國家活動の縮圖ともいふべき豫算の概要を見るに、先づ支那事變勃發以來、昨年までの臨時軍事費は累計二百八十九億餘萬圓に達し曩の通常議會の協贊を経て更に臨時軍事費百八十億圓の追加が決定した。この百八十億圓の中には昭和十七年度より一般會計から臨時軍事費に移されることになつた陸海軍兩省の経費の大部分が含まれてはゐるのであるが、兎に角大東亞戰爭の雄大な規模を表象する莫大な金額と稱すべきである。

次に昭和十七年度の一般會計豫算においては、本豫算編成當時の内外の情勢に顧み國策遂行のため必要已むを得ざる経費を計上し、その後新情勢に即應するため戦時緊要なる施策の實施に要する経費を追加豫算に計上した。これが編成に當つては特に重點主義に依り緊急性と實行可能性とを有し、且つ

速急に効果を期待し得るものに限ることとしたのであるが、猶生産擴充、低物價維持、産業再編成、國民保健その他國民生活の安定、人口政策、重要物資の貯藏、軍人援護、防空施設等に關する經費の増加は不可避であつて、その額は八十八億三千七百餘萬圓に上るのである。

二、増税と公債

右の如き莫大なる豫算の財源は大半租税と公債に依り賄ふのであるが、國家財政の基礎を鞏固ならしめ、且つ購買力を吸収するためには租税がより効果的であることは論のないところである。仍つて政府は特に昭和十五年度における劃期的な税制改正の後を享け、更に昨年十一月の臨時議會においては間接税について今回の通常議會においては直接税について夫々大増税を斷行したが、これが増収額は平年度約十八億圓(煙草値上に依る專賣益金の増収を加ふれば約二十億圓)に及ぶべく、この結果昭和十七年度において一億國民

の納むべき租税は國税(内外地を合し)、地方税を合せ概略七十億圓に達することとなる。而して今回の改正においては單に國庫收入の増加、浮動購買力の吸収を目的とするのみならず人口政策や生産力擴充、貯蓄増強その他戦時下緊要なる經濟諸政策との調和を圖るべく種々の措置が講ぜられてゐるのである。併し國民の租税負擔には自ら限度が存するので、右の豫算の財源に充てるため昭和十七年度においても引續き公債の發行は巨額に上るのであつて、一般會計臨時軍事費特別會計及びその他の特別會計(鐵道、通信、外地及政府出資)を通じ其の額は百六十三億餘萬圓に達して居り、繰越の關係を考慮に入るときは昭和十七年度においては百七十億圓の發行を必要とするものと豫測せられる。

三、國民貯蓄の増強

政府は支那事變以來銳意國民貯蓄の増強を圖つて來たのであるが、右は戦

費調達等のために發行せらるゝ巨額の國債を消化し、日滿支を通ずる生産力擴充資金を充足すると共に他面莫大な額に達する政府の對民間撒布資金を回收し、これに依り通貨の膨脹物價の騰貴を抑制し以て戰時財政經濟の健全なる運行を確保するの趣旨に出づるものなることは言を俟たぬところである。

國民貯蓄の増強こそ戰時財政經濟のあらゆる難關を解決する鍵として一億國民協力一致萬難を排しても貫徹せねばならぬ最高の標的である。國民貯蓄増加目標額は昭和十三年度八十億圓、同十四年度百億圓、同十五年度は百二十億圓と逐年増大したが、何れも大體順調なる成績を收め來つた。昭和十六年度は當初百三十五億圓を目標としたのであるが、昨年十一月國際情勢の緊迫化に伴ひ臨時議會における臨時軍事費追加豫算の成立した結果三十五億圓を増し百七十億圓に改訂せられた。而して大東亞戰爭勃發以後は國民の士氣頓に昂揚し貯蓄も可成の好成績を示し、四月から十二月迄の實績は約百二十

億圓に達するの好成績を示してゐるが、目標額達成には更に數段の努力を要する。(尙支那事變勃發以來昨年末迄の國債發行額二百六十三億六千餘萬圓、消化額二百十八億二千餘萬圓、消化率八割二分八厘であるが、その後も消化は頗る好成績を示してゐる。)

昭和十七年度においては公債消化資金約百七十億圓、生産力擴充資金のうち國民貯蓄に依り賄ふべき額約六十億圓を見込み、目標額はこれを二百三十億圓と決定した。これは昭和十三年度に比し約三倍に當り、昭和十六年度の目標額に比しても六十億圓の増加であつて、國民に課せられたる責務は眞に容易ならぬものがあるが、これが達成が聖戰目的完遂の根柢たるはいふまでもないのであつて、一億國民は各自の消費生活の切下に努力し、所得の餘剰は擧げて貯蓄に振向けねばならない。

貯蓄増強の方策については資金の需要は國債にせよ、生産力擴充資金にせ

よ長期固定性のものであり、又資金の購買力化を防止する見地から貯蓄は能ふ限り長期固定のものが望ましい。即ち貯蓄は量的に増加を圖ると共に、質的にもこれが強化を圖らねばならない。

政府はこの意味において今次議會においても郵便貯金の限度引上、割増金附貯金切手の新設、國民貯蓄組合を經由する貯蓄に對する免稅限度の引上、長期預貯金、長期保管國債等の利子に對する課稅の輕減、土地等の賣却代金の貯蓄化等の施策を決定した。

尙預貯金の保證に關しては今次戰爭の勃發と同時に如何なる事態においても預貯金等の拂戻制限は絶対にこれを行はない方針を明示し、これに必要な措置を採ると共に更に積極的に空襲等に依り金融機關の店舗の破壊せられたやうな場合には一定の限度で他店をして代拂せしむる方法を講ずることとした。又これと關聯して萬一の事態においては戰災被害者並に緊要産業等に對

し金融的保護を與ふることとし、その他戰爭に依る損害の填補に關し戰爭保險臨時措置法を制定する等戰時下國民生活の安定と産業の運營の爲萬端の用意を整へてゐるのである。

四、資金統制

次に國民貯蓄に依り蓄積せられた資金は、それが國債の消化、時局に緊要な重要産業の生産力擴充等へ供給せられる等國家目的に従ひ最も効率的なる運用を確保し、且つ物資及勞力との均衡を保持することが必要である。仍て政府は夙に臨時資金調整法及銀行等資金運用令を制定施行し、以て事業資金及運轉資金に規正を加へ不急不要産業或は投機思惑方面への資金の流入を極力防止すると共に積極的に軍需、生産力擴充産業、その他緊要方面に資金を供給するの途(増資及社債發行の特典、日本興業銀行等の命令融資)を拓く等計畫的に資金の需給を調整し、又會社經理統制令の施行に依り會社の經費支

出、償却、利益金の分配等を統制し、消費規正と併せて會社の自己金融能力の増加を圖つてゐるのである。尙政府は國債消化及生産力擴充のため不可缺なる低金利政策は終始渝ることなく、これを堅持し、これが全國的平準化を圖りつゝあり、又起債の計畫化株價の安定に努め生産力擴充資金の供給の圓滑を期してゐる。

更に政府は昨年七月十一日閣議決定の財政金融基本方策要綱中金融制度の改革の項において示された方針に即し、今次議會の協賛を得て日本銀行制度の改正、戦時金融金庫及南方開發金庫の創設等を実行し、又國家總動員法に基き金融統制團體令を制定する等金融機構の整備に努むることになつた。

五、金融機構の整備

(一) 日本銀行制度の改正

先づ中央發券銀行たる日本銀行制度の改正について述べるに、同銀行を

して我國通貨金融制度の中核として政府と一體的關係に立ち國策の嚮ふ處に即して通貨の調節、金融の調整及信用制度の保持育成の責に任ぜしめ、進んでは大東亞共榮圈全體の金融の中心たるべき任務を果さしむるの體制を整備せしむることが最も必要であるので、政府は今回日本銀行を純然たる公的團體に改組し業務の範圍を擴充して (1) 産業金融の調整 (2) 金融調整の爲の積極的市場操作 (3) 國際金融への積極的關與 (4) 信用制度の保持育成に任ぜしめ得ることとしたのである。

尙日本銀行發券制度に關しては昨年臨時立法を以て正貨準備を基礎としてゐた従來の制度を改め、全額保證發行とし日本銀行券の發行限度は大藏大臣之を定めることとしたのであるが、今回の日本銀行法の改正に當つてはこれを恒久化し、完全に管理通貨制度を採用することを明らかにしたのである。

(二) 金融統制團體令

五〇

金融統制及資金活用の徹底を期するがために法的基礎に基く強力なる金融機關の團體を組織し、その團體の自律力に依り金融機關をして政府の金融統制に一段と積極的に協力せしむるを必要と認め、政府は過般國家總動員審議會の議を経て國家總動員法に基く金融統制團體令(假稱)の制定を急いでゐる。

而して本令に依り全國金融統制會、業態別統制會、統制組合及地方金融協議會の四種の統制團體が組織せられ、政府の指導監督の下に日本銀行の金融操作を中心としつゝ金融に關する國策の立案と遂行に協力することに依り戰時金融統制の體系は一層整備することになるであらう。

(三) 戰時金融金庫

軍需産業、生産力擴充産業、その他國家緊要産業に對する資金の圓滑な

る供給を圖るためには、通常の方法に依る資金の供給のみでは尙不十分と認められる場合が多く、且つこの種資金の需要は將來戰爭擴大と共に一層増大すべき情勢にあるので、政府は新に戰時金融金庫を設立し、國家緊要産業を營む者等にして通常の金融機關より資金の融通を受けること困難な者に對する投資、又は融資に當らしむることとしたのである。尙本金庫は右の外日本協同證券株式會社を統合し市價安定のためにする有價證券の賣買保有を行ひ得ることになつてゐる。

(四) 南方開發金庫

最後に南方開發金庫について一言すれば、戰爭、即建設の方針に依り政府は豊富なる南方資源の開發利用に必要な資金を圓滑に供給し併せて南方諸地域の通貨、金融政策の適切なる運営を期するため、新に南方開發金庫を創設することとしたのである。本金庫は差當りは臨時軍事費特別會計

我國現下の經濟政策概要

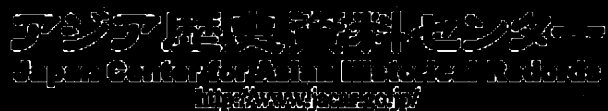
から軍票資金の貸付を受け投資、融資或は預金の受入、現地通貨と軍票の交換、爲替の賣買等を爲すことになつてゐる。

尙南方開發金庫に關聯して大東亞戰爭下における外國爲替政策について一言する必要がある。

(五) 外國爲替政策の轉換

我國の對外貿易政策は昨年七月の米英蘭諸國の對日資産凍結に次いで今次の大東亞戰爭の勃發に因り、その重點を共榮圈内における物資の計畫的支流に置くこととなり、過去の政策に一變を加へ新なる構想の下に施策するの必要を生じた。即ち第三國との間の國際收支の均衡保持及米英貨基準の爲替相場の維持安定を目的とした従來の爲替政策は、我國の對外經濟が英米依存を脱却すると共にその意義を失ひ、今やその絆を斷ち昨年末日本圓を中心とする自主的換算率を公定したのであつて、更に今後においては

南方諸地域の通貨の價值基準を漸次日本圓に置かしむることとし、各地域間の決済は日本圓を通じて東京において行はるる方式を馴致し、以て我國を中心とする大東亞金融圈の設定に努むることとなつたのである。



第五、輸送力増強對策

一、海上輸送

海上輸送は今日大東亞戰爭に伴ふ特殊方面への船舶徵備等の原因に依り極めて逼迫した狀況にあつて生産擴充、物資動員計畫の圓滑なる實施は海上運送力に制約せらるゝ所が頗る大である。

仍ち一般重要物資の海上輸送の概況は昭和十六年度交通動員計畫に基く輸送計畫において重要物資の要輸送量に對し海上輸送汽船積に相當の規正を加へたやうな狀況であり、尙昭和十七年度においてもこれが好轉は期待し得ざる實情にあり高度の重點的輸送を斷行するを緊要とし、従つて一般旅客貨物の輸送は現在に比し更に逼迫するも亦已むを得ざるものと考へられ、海上輸送力の増強は現下戰時經濟上の最大急務となつてゐる。而してこれが對策としては新船の急速擴充に主力を注ぎ且つ外國船及拿捕船の利用その他船腹の

積極的増加方策を講ずると共に現有船腹の運航能率向上に努めることを必要とする。即ち造船方策としては戰時標準船型に依る計畫造船を企圖し、新船の急速擴充のため各造船所の設備及能力、大東亞共榮圈内における重要物資の移動狀況、重要物資輸送に關係ある港灣狀況、積揚施設等を考慮し貨物船、油槽船及鑽石運搬船の建造に主眼を置き次のやうな標準船型を設定することとし客船、貨客船、浚渫船等は大東亞共榮圈交通確保上必要なる最小限度の建造を行ふこととしてゐる。

戰時標準船型としては

- (イ) 貨物船は中型船に重點を置くが造船工場の全能力活用のため並に小型船の必要性をも考慮し戰時標準船型を設定し
- (ロ) 油槽船は總噸數一〇、〇〇〇噸型、五、〇〇〇噸型及一、〇〇〇噸型とし

(ハ) 鑛石船は總噸數五、五〇〇噸型を設定することとしてゐる。

次に木造船の建造促進については沿岸海上輸送力増強のため木造船事業の整理統合を圖り且つ差當り大型貨物船、大型舢舨及大型漁船について戦時標準船型を設定し極力木造船の建造を促進することとしてゐる。

尙南方占領地域において木造船の建造を促進する必要があるので、これが調査のため官民調査團を現地に派遣すべく目下準備中である。

右の計畫造船遂行のためには先づ戦時艦船造修の一體化を圖るを緊要と認め、政府は曩に海務院の創設に依る海事行政機構の整備強化を斷行したのであるが、更に造船事務所管等の戦時特例に關する勅令に依り、海軍、遞信兩省間に造船に關する工程の調節、資材の確保、勞務の適正なる配置等を目途とし、艦船の計畫的建造及修繕を圖ることとしたのである。又重要産業團體令に基き従來の造船聯合會並に地方造船協議會の會員たる造船業者を以て造

船統制會を設立し官民の協力に依り造船事業の総合的統制運営を圖りつゝあるのである。

新造船計畫の外既存船舶の取得利用等の方策としては現に東亞水域に在泊する外國船舶の備船等利用の方法を講じ相當の効果を收めつゝあり、南方地域における戒克船の利用に關しても赤道地方の風力、戒克船の性能、乗組員等の關係上相當制約せらるゝものとは認められるが、努めてこれが利用促進の方途を講じつゝある。

拿捕抑留船舶は作戦目的に使用するものを除くの外可及的速に諸般の手續を進め、これを利用する如く措置することとし既に使用者も決定されて運航取運中のものも相當あり、南方地域における沈没船引揚利用に關しても關係廳間において協議の結果應急處理を促進することとし既に引揚作業實施中である。

軍徴備船の復航船腹の利用等についても陸海軍の協力に依り極力重要物資の輸送に資することとなつてゐる。

次に海上輸送を強化するためには現有船舶の運航能率を向上せしめることが肝要である。現有船舶の運航能率發揮策としては豫て我國全運航業者を一丸とした海運中央統制輸送組合を結成し、政府の樹立する輸送計畫に基づき物資輸送の共同引受をなさしめ、これが輸送の責を負はしめ以て戦時輸送の完遂を期したが、その実績は略、所期の成果を収め得たのである。

併し戦局の進展に伴ふ船腹の逼迫に鑑み更に一層強力なる方策を採るの必要を認め、曩に戦時海運管理の方針を決定し、戦時中船舶及船員を共に國家において徴用することとし、船舶運管會なる特別法人をしてこれを一元的に運営せしめることとし急速にこれを實施に移すこととなつたのである。

機帆船の輸送力はその隻數の多數なるに依り極めて重要視すべきものであ

るが、從來燃料油の規正のため運航が制約せらるゝに至つてゐたが、船腹逼迫の現狀に鑑み漸次石油の特配を實施して運航能率を増進せしむると共に、統合會社の設立その他の方法に依り統制を強化し計畫運航體制を整備することとなり目下進行中である。

船舶の運航能率を向上せしむるためには港灣の能力を最高度に發揮することも極めて肝要であるので、荷役設備及勞務の相互融通、荷役用資材の確保等を更に徹底せしめ港灣作業の合理的計畫的運営をなさしむるため國家總動員法に基づき港灣運送業等統制令を施行し、港灣運送業の運営機構を刷新すべく準備中であるが、七大港（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、關門、若松）においては既に地區別團體の設立を完了したのである。

右の外船舶の狀況に應じ定期検査、中間検査の時期を適當期間延期すること、船舶の修繕期間の短縮を圖るため現場工員就業時間の延長、修繕箇所

抑制をなす等船腹の捻出に努め、或は關係廳の協力に依り海陸輸送を調節し、京濱揚北海道炭等の海上輸送物資を或る程度鐵道輸送に轉嫁し以て汽船船腹の餘剩捻出を圖つてゐるのである。

二、鐵道

海上輸送力は前述の如き状況にあるが、一方陸運も亦同様に逼迫してゐる。即ち本年度の國有鐵道の運輸量は事變前に比し貨客共に優に二倍を突破する状態にあり、これに對しては極力運輸施設の整備擴充を圖ると共に施設の能率の最高度發揮を期してゐるのである。

運輸施設の整備擴充については昭和十三年度より輸送力擴充四ヶ年計畫を樹立し、線路の増設、操車場の擴張新設、車輛及船舶の増備等に努力して來たが、その実績は資材及製作能力不足のため遺憾乍ら當初の計畫に比し相當の懸隔あるを免れない状態であるので、今後は一層重點主義を強化し眞に緊

急を要する施設のみを施工する方針である。

右の如く政府は運輸施設の整備に萬全の努力を拂つてゐるが、運輸量の増加には對應し難く輸送難は更に深刻化する傾向にあるので輸送の重點を軍事輸送並に生産力擴充及生活必需物資の輸送確保に置き、他の不急不用物資及不急旅客の輸送はこれを強度に抑制するの要がある。これがため從來も事實上貨客の輸送制限を實施し來つたが、法規的措施として昨年十一月陸運統制令を全面的に改正し貨客の計畫的輸送、既存設備、資材の能率的利用、陸上輸送事業の統合に依る綜合輸送力の發揮等を企圖し既にその一部の發動を見てゐるのである。

次に目下著しく逼迫せる海運に協力し、これが不足を緩和するため前述せる如く海運に依る物資の陸運轉嫁を計畫實施しつゝある。即ち從來海運に依り遠隔の港迄運送せられた物資を出来るだけ近接の港に揚げ後に陸運に依つ

て目的地迄運送し、これに依り節約せられた船腹を必要地域に配置し全體としての輸送力を向上せんとする措置であつて、北海道及九州の石炭の本土の輸送については既にその具體策が進んでゐる。

三、自動車及小運送

大運送機關たる鐵道の兩端において集貨及配達をなすべき小運送關係においても、生産者と消費者とを直接連接する一般運送關係においても自動車及小運送の重要性は極めて大であるが、昨年九月石油消費規正の強化以來自動車輸送力の激減を來し輸送上大なる支障を來したのである。依つて不急不要又は遠距離の輸送を抑制すると共に他方、積極的に代用燃料車への轉換を圖り減退したる輸送力を回復し、必要最小限度の輸送力を確保せんとしたのであるが、ガス發生爐の入手困難等のため各方面の努力にも拘らず計畫に比し相當の遅延を免れざる現狀である。

世上稍、もすれば南方作戰の戦果に眩惑せられ、今にも自動車用石油が増配せられる如く期待する向があるが、これは甚しき認識不足であり、政府においては今後益、代燃轉換の促進を圖る方針である。

尙小運送力の彼此融通を圖り、これを緊急輸送に集中するため目下日本通運株式會社を中心として主要都市における小運送業の統合を圖りつゝあり、業者の協力を依り既に着々實効を挙げつゝある。又貨物自動車に依る一般輸送に關しては各府縣に企業者を包含する自動車運送事業組合を結成せしめ、これに依りて共同引受及共同配車を實施し重要物資の輸送確保を期してゐる。

四、戦時輸送強化期間の設定

以上の如く逼迫したる海陸輸送の全能力を動員し現下の最重要物資の輸送を確保するため、今般戦時輸送強化期間を設定することとした。即ち一定の

期間を選びその期間において國家の最も必要とする重要物資を指定し、これが輸送に關係官民協力して海陸運を通ずる總力の發揮に努むるのである。これが第一次實施計畫として四月より六月に至る三ヶ月間を選び、四月においては石炭、米、肥料、木炭及銑鋼の五品目を指定し、既定の輸送計畫に比し一割強の増加増送を圖るべく努力してゐる。固より他の軍需品等重要物資の輸送は毫も減少せしめる事なく既定計畫通り輸送するのであつて、而してこれがためには場合に依り旅客列車の減少も已むを得ずと考へられるのである。

第六 勞務動員對策

支那事變後の軍需産業、生産擴充産業の發展擴充に伴ひ後來の餘剩勞力は急速にこれ等の産業に吸収せられ、漸く勞務の逼迫を告げるに至つたので、政府は昭和十四年より物資動員計畫、生産力擴充計畫と關聯せしめつゝ、勞務動員計畫を樹立し、勞働力の維持、増進及勞務統制を行ふこととした。

從來我國の勞務統制の方策は社會政策的に見ても未だ幼稚であつたばかりでなく、戰時勞務動員態勢としても何等整備された體制がなかつたので、昭和十四年以來情勢の推移に應じ國家總動員法に基く諸法令に依り技術者の配置、技術者の養成、勞務者の移動防止、配置の適正化、徵用制度の實施等平時に見ることを得なかつた各般の統制を加へ來つたことは周知の如くである。

然るに昨年獨蘇戰爭の勃發米英の對日經濟封鎖等國際情勢の激變に伴ひ我國の經濟對策も全く決戰的態勢を執ることとなり、これに即應するため劃期的な

勞務對策を講ずることとなつたのである。即ち昨年八月二十九日閣議決定を経た勞務緊急對策は全國民の一致團結せる動員態勢を整備し以て人的資源の最高度の活用を圖るため一、勤勞報國精神の確立昂揚 二、勞務配置の調整強化 三、職業轉換促進 四、國民登録制度の擴充 五、國民徵用制度の改正 六、勤勞能率の増進 七、勤勞奉仕の制度化 八、勞務者住宅の充足 九、學校卒業期間の短縮の諸事項につき夫々具體策を定めたのであるが、右決定は從來の部分的斷片的な勞務統制を綜合擴充し國民動員體制の強化、重點主義の勞務配置、國民全體としての勞働生産性の向上を庶幾したのである。

右の見地から昭和十六年度勞務動員計畫においては、從來の常時要員に臨時要員をも加へて需給を計畫し、又工場事業場中重なるものの一一定數を選定し、これに對しては當該工場の年度計畫に基き優先的に勞務を充足し、女子の動員數も從來適職とせられた方面以外に軍需工業その他男子勞務の代替として相當

大なる數を計畫する等計畫内容の強化を圖つたのである。

併し現下の勞務需要は極めて大であつて、これに對する給源は從來の如く中等學校、國民學校卒業者の他は離職者、農村からの供出、未就業無業者、移住半島人等の餘剰を充てることだけでは到底調整がとり得ない状態であるので、本年度の勞務供給源としては中小商工業等における職業轉換の圓滑なる實施にも俟つこととしてゐるのであつて、こゝに中小商工業の整理統合と勞務動員との表裏一體の緊要性が存するのである。

叙上の如く現下の勞務需給は極めて逼迫してゐるので、既存各統制施設を強化し需給計畫を重點的に編成するの外この際一億國民が勤勞報國の爲總進軍するの氣風を興すことが肝要である。そこで政府は從來の勤勞報國運動を綜合調整しその効率を増進させるため、これを法制化するを適切と認め國家總動員法に基く國民勤勞報國隊に關する勅令を制定し、國民のすべてが勤勞の責務と榮

譽とを有するものと定め、右の勅令に依つて組織される國民勤勞報國隊に参加して組織的勤勞奉仕することに依り、いよゝ國力の増強に協力するの態勢が整へられたのである。

昭和十六年度勞務動員計畫において常時要員の外に臨時要員をも加へたのはこれ等の勤勞奉仕に依る勞力を豫定したからである。

勤勞能率の増進は極めて逼迫してゐる勞務需給の現狀に鑑み特に重要であり、事業主たると勞務者たるとを問はず各人がその技能と創意とを發揮し、一意生産の向上に邁進せねばならぬのであつて、政府はこの點に鑑み勤勞報國精神の確立昂揚と職場秩序の確立を目標とする勤勞組織の整備とに重點を置いて産業報國運動を活潑に展開せしむるやう適切なる措置を講ずると共に、特に重要工場事業場についてはその個々の工場事業場の實情に即した勞務管理の刷新強化を圖ることが緊要であるので、先般重要事業場勞務管理令を制定施行し

た。尙勞働生産性の向上に努むるため技能の向上を圖ることの重要なことに鑑み、工場事業場技能者養成令を全面的に改正する必要があると認められるので、目下その改正について考慮を加へてゐる。

第七 經濟政策と人口政策

七〇

以上我國經濟政策の概要を物資、資金、勞務及輸送に大別して述べたのである。結局においてこれ等の政策を綜合的効果を收むる如く具現するものは人間の力と數である。更に我國が大東亞戰爭を楔機として現實に大東亞の建設に臨むに當つて根本的に考ふべきことは、大和民族の質と量を如何にして増強すべきかであつて、人口政策は軍事は勿論、政治、文化、經濟に亘る諸國策の基底としてこれが確立及實施を切實に要請せられてゐるのである。即ち廣袤凡そ三千萬方料に涉り十一億東亞の民族に處して、眞に我大和民族が指導者として、共榮圏の大建設を營むためには、先づ以て十分なる兵力を確保しなければならぬといふまでもないが、近代戦は總力戦といはれる如く兵に幾倍する多數の銃後産業戦士が必要である。更に又、多くの皇國人口が國家の計畫に基き、共榮圏に配置せられて、眞に他の民族の生活を理解し、協力指導して東亞の資

源を拓き文化を培はねばならぬ。東亞建設の將來が要求する人口は蓋し絶大と謂ふべきである。人口國策に付ては昨年一月二十二日閣議決定の人口政策確立要綱において我が國人口の急激にして且つ永續的なる發展増殖とその資質の飛躍的なる向上とを圖り、昭和三十五年内地人口一億を確保することを目標として定められてゐるのである。

翻つて内地人口の増加の現状を見るに、大正九年人口千について三六を示した出生率は事變直前において三一に低下し、過去二十年間明らかに減退の傾向を示し、更に事變の影響を受けて一時出生率は更に急激に低下したが、昭和十五年に至つて早くも事變前の状態に恢復したことは我が國民の生活力の根強さを示すものであつて洵に心強きを覺えるのである。次に死亡率においても大正一〇年の人口千について二三から事變前の一七に低下し事變の悪影響も殆んど見られなかつたのである。併し出生率過去二十年間の敘上の漸減傾向は今後の共

榮園建設上内地人口の將來に決して樂觀を許さぬものがあるのである。即ち大東亞共榮園及接壤地域には支那四億、印度三億七千萬といふが如き世界有数の大人口があり、その増殖力も支那、マレー等の出生率は四〇以上、比律賓、セロン等三八と推定せられ極めて旺盛なるものがあり、内地の出生率は共榮園中寧ろ低き方に屬するのである。

従つて人口増加方策としては先づ眞に家と民族とを基礎とする我が國固有の生活を確立することを根本とし昭和三十五年、内地人口一億の國策を達成するために、人口國策は今後十年間に婚姻年齢を三年早むると共に現在一夫婦當平均三・六兒を五兒に高むることを目標とし結婚、育兒、衛生等に亘る各般の施設が講ぜられねばならぬのである。

次に我國の死亡率を低下することが必要であるが、これがためには母を護り子を護つて健全なる第二、第三の國民を仕立て、乳幼児死亡率の引下に重點を

置くと共に幾多の青壯年を蝕む結核死亡率の克服に努力せねばならぬ。

次に人口の質の強化方策としては皇國國民としての確固不拔の精神力を培ひ國防及勤勞に必要なる知能、技能を備へ、強健なる體力を保持することを目標とし、精神的肉體的の各種の鍊成に國民舉つて不斷の努力を致さねばならない。

斯くの如く我が國人口の質と量とを増強して始めて生産力の増強、延いて高度國防國家經濟體制の確立が招來せられるのであつて、反面において經濟政策は生活必需品の生産、配給、消費等廣汎多岐に亘る部面において強く人口政策の目途を反映して施策せられることを必要とするのである。 (終)

